

(続紙 1)

京都大学	博士 (情報学)	氏名	黒田 佑輝
論文題目	An information processing model and a set of risk identification methods for privacy impact assessment in an international context (国際的な文脈におけるプライバシー影響評価のための情報取扱モデル及び一連のリスク特定手法)		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>本論文は、国際的な個人情報の取扱いに、プライバシー影響評価 (Privacy Impact Assessment、PIA) と呼ばれるリスクアセスメント手法を適用する場面を念頭に、PIAのうち、リスクアセスメントの準備として情報の取扱いを叙述するステップと、アセスメントの出発点としてリスクを特定するステップの2つについて、既存手法よりも体系的な手法を提案することを目的としている。</p> <p>第1章は、序論であり、本論文の課題を述べ、全体の構成を提示している。</p> <p>第2章は、背景を述べる章であり、まず、PIAに関係する、プライバシーと個人情報保護という2つの法制度について、それぞれの世界及び日本における簡潔な歴史と現状が紹介されている。プライバシーについては、定義が明確ではなく、また、多くの国は、ある事象がプライバシーを侵害するか否かについて、詳細なルールを持っていないのに対し、個人情報保護については、各国で詳細な法制度やガイドライン等が整備されていること、及び2つの制度の関係としては、相互に重複する部分は多いものの、それぞれ独立した保護領域を持つことが指摘されている。ついで、PIAについて、簡潔な歴史に加えて、一般的なリスクアセスメント手法と同じく、複数のステップから構成されていること、及び本論文が着目する2つのステップが、リスクアセスメントの中核である分析と評価を実効的に行うために不可欠な前提となるステップであることを述べる。</p> <p>第3章では、国際的な情報の取扱いの叙述方法が検討される。その前提として、PIAが法的なリスク評価を中心とすることから、法が情報の取扱いに適用されることをモデル化するために、一般的な法適用のモデルである法的三段論法を参照することを提案している。そのうえで、法的三段論法を念頭に、適用法令、適用される事実及びルール適用結果の3パートを持ち、さらに、適用される事実とルール適用結果の中にそれぞれ5つのサブパートを設けたモデル (基本モデル)、及びフローチャートと表を組み合わせた具体的なモデルの表現方法を提案した。そのうえで、同一の情報の取扱いに複数国の法令が適用されるという仮想事例においても、異なる法令による異なる適用結果を書き分けることができる旨を明らかにし、基本モデルが有効であるとの結論を得た。</p> <p>第4章では、第3章で検討した基本モデルを発展させた詳細モデルを提案している。基本モデルは、法的三段論法を参照したモデル構築という基本的な枠組みについては妥当なもの、同一の組織が複数の国において情報を取り扱う場合など、現代の個人情報処理でみられる複雑な活動を上手く叙述することができない。このため、基本モデルの3パート構造を維持しつつ、適用される事実とルール適用結果を構成するサブパートを基本モデルの5個から10個に拡張することによって、複雑な情報処理でも叙述ができる詳細モデルを提案した。また、その過程において、法制度の観点から見た個人情報の取扱いが、サブパートの10個の要素を集約した1つの文にまとめられることを見出した。このような詳細モデルを、最も洗練された先行研究 (EUの個人情報保護制度 (一般データ保護規則、GDPR)) に対応することを目的に提案された情報叙述モデルの一種) と比較し、GDPRの適用について先行研究と同程度の叙述が可能であり、かつ、当該先行研究は全く対応していない、GDPR以外のルールについても叙述できるという結論を得た。</p> <p>第5章では、第3章及び第4章で取り扱った情報の取扱いの叙述を基に、リスクを</p>			

特定するステップについて新たな手法を提案する。まず、本章ではPIAが対象とすべきリスクの内実を明らかにするために、多くの国の政府機関から公表されているPIAのガイドラインを分析した。それによれば、まず、PIAの対象範囲はガイドラインによって異なり、一部のガイドラインは、文書発出国の個人情報保護法制の遵守チェックのみを念頭に置いているのに対し、多くは、個人情報保護法制に加えて、プライバシー侵害についても考慮すべきリスクとしていること、さらに幾つかのガイドラインは、プライバシー以外の権利についてもPIAに取り込むことを求めるという、対象範囲の違いがあることを明らかにした。これを基に、PIAの対象が、最大4つの領域を含むことを示すマッピングを行った。また、同様に、ガイドラインの分析から、リスクが現実化するに至るモデルや、どのような負の要素をPIAに取り込むかについてもガイドラインごとにずれがあることを明らかにし、リスクがどのように現実化するかに関するリスクモデルを提案した。このような前提作業の上に、第2章で述べた「プライバシー及び」個人情報保護の制度毎に異なるリスク特定手法を組み合わせることを提案し、仮想事例に基づく評価により有用であるとの結論を得た。また、第4章の詳細モデルを念頭に、叙述モデルとリスク特定手法の結びつきについても提案を行っている。

第6章では、本論文の成果と、その限界を総括している。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、国際的な個人情報の取扱いに関するPIAについて、以下の課題に応えることを目的としている。

- ① そもそも、PIAにおける「リスク」とはどのようなものか。
- ② リスクアセスメント対象である情報の取扱いを記述するためには、どのような手法が有効か。
- ③ 記述された情報の取扱いを前提として、リスクはどのように特定されるべきか。

各課題に対する本論文の主要な成果は以下の通りである。

- ① PIAが対象とするリスクの範囲については、統一的な理解がなく、複数の性質が異なる領域が対象となりえることを明らかにし、各領域をマッピングした(5章前半)。
- ② 個人情報保護法制から見た情報の取扱いが、一つの文に含まれる要素で表現できることを見出し、その諸要素に従った、国際的な個人情報の取扱いに対応できる、法的三段論法に即した取扱いの叙述モデルを構築した(3章・4章)。
- ③ 5章前半で明らかにしたPIAの対象の性質に応じたリスク特定手法を提示し、プライバシーリスク固有のリスクモデルを提示するとともに、3章・4章で提示した叙述モデルと統合した活用法を示した(5章後半)。

本論文は、これらの多面的な成果によって、学術的に、PIAの役割を問い直し、手法を体系化する点で価値が高いのみならず、実際のPIAで採用することもできる具体的な手法を提案しているため、社会における有用性も高いと評価できる。

よって、本論文は博士(情報学)の学位論文として価値あるものと認める。また、令和5年7月31日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当面の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。